

## 令和6年度第2回大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会

日 時 令和6年8月8日（木）午後1時30分～午後4時10分

場 所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11 共通会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局及び市側出席者 : 別紙のとおり

傍聴者 : 0名

○司会（大塚課長代理）

ただいまから令和6年度第2回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日はお忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の大塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。資料2の名簿ご参照ください。名簿順にお名前をお呼びしますので会場の委員は着席したまま一言お願いいたします。

まず、部会長の前橋信和委員でございます。

○前橋委員

前橋です。よろしく申し上げます。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、伊藤嘉余子委員でございますが、本日ご欠席でございます。

続きまして、福田公教委員でございます。

○福田委員

福田です。どうぞよろしく申し上げます。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、西村英一郎委員でございます。

○西村委員

西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、岡本佳久委員でございます。

○岡本委員

岡本です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、黒井智美委員でございます。

○黒井委員

黒井です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、梅原啓次委員でございます。

○梅原委員

梅原です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、土海佐和委員でございます。

○土海委員

土海です。お願いします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、二井夢香委員でございます。

○二井委員

二井です。お願いします。

○司会（大塚課長代理）

過半数の委員がご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、本市の出席者でございますが、本市関係者名簿と配席図をご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、令和6年度第2回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会と書かれた1枚ものの資料に式次第がございます。資料一覧を記載しておりますが、時間の関係上、読み上げでの確認は省略させていただきますので資料が不足する場合は、挙手をいただきますようお願いいたします。なお、委員の皆様は事前にお送りしました資料のうち資料13については一部記載誤りがありましたので、本日修正版をお配りさせていただいております。

次に、当部会の公開についてご説明します。資料1をご覧ください。本部会は運営規程5.会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされており、委員各位からの発言内容等につきましては、「会議録」としてホームページ上に掲載させていただきます。委員の皆様方にはご理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

また、本日の傍聴者の方はございません。

次に、本日の流れを簡単にご説明させていただきます。お手元に前回の部会でお示しましたスケジュール資料を参考配付しております。今回は⑥⑦⑧⑨⑩の項目についてご議論をいただきたいと考えております。⑧と⑨については、特にしっかりと議論をする時間が必要と考えまして、1番目に「第8章 里親等への委託の推進に向けた取組」、2番目に「第9章 施設の小規模化・地域分散化・高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組」、3番目にこれらに関連する「第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組」、4番目に「第6章 一時保護改革に向けた取組」、5番目に「第11章 児童相談所の強化等に向けた取組」の順で、議事ごとに事務局からご説明させていただき、それぞれ委員の皆様方から質疑をお願いしたいと考えております。

次に、資料の構成についてご説明いたします。次第の資料一覧をご覧ください。議題ごとに説明資料の計画案がございます。資料4をご覧ください。

資料4は「第8章 里親等への委託の推進に向けた取組」の計画案になりますが、国の策定要領に従って構成を整えております。まず1ページに、「①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等」の項目について「1 現行計画について」、3ページに「2 資源等に関する地域の現状」、4ページに「3 計画期間における整備・取組方針等」、5ページ下段から「②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」について、①

と同様に「1 現行計画について」「2 資源等に関する地域の現状」「3 計画期間における整備・取組方針等」という構成で作成しております。

本日は時間の関係上、計画案の概要をまとめました「説明資料」で説明させていただきたいと思います。第8章の場合は、資料3で説明させていただきます。

また、資料13「令和5年度大阪市社会的養育推進計画進捗状況」の資料でございますが、こちらも時間の関係上、里親等への委託の推進、第8章の項目に限定して説明させていただきたいと存じます。本日の議事の（1）第8章については、資料13から説明し、続いて資料3を説明させていただきます。

最後に机上配付しております資料についてですが、里親ハンドブックについては、冊子になっている資料です。里親ハンドブックについては、資料3と資料4に記載がありまして、参考にお配りさせていただいているものです。それから1枚ものの資料で、「令和4年度 新規登録里親のトレーニング委託状況について」という資料ですが、こちらについては、登録後の里親さんのレスパイト・ケア、一時保護委託による養育経験の状況等をまとめた資料になっておりまして議事（1）第8章において説明させていただきます。

本日の終了時刻は15時30分ごろを予定しております。

それでは前橋部会長よろしくお願いたします。

○部会長（前橋委員）

皆さん、お暑い中お集まりをいただきましてどうもありがとうございます。資料を見ましたけれども、すごい量になっておりまして、今日だけでこれだけということになってるんですけど、項目数が多く、ボリュームもすごくあるということで、ぜひいろいろな意見をたくさん出していただきたいと思います。時間の方もまた制約があるということですので、皆さんのご協力をよろしくお願したいと思ひまして、早速議事に入っていきたいと思ひます。

それでは議事を進めてまいります。議題1の「次期社会的養育推進計画の策定について」の「第8章 里親等への委託の推進の取組」について事務局の方から説明をお願いします。

## 【議事1】

○事務局（岸本課長）

それでは第8章について説明させていただきますが、これにつきましては資料13の進捗状況についても説明するようにとの事務局からの指示がございましたので、資料13に

ついてまず説明させていただきます。この数字につきましては、もう記載の通りですので、かいつまんで御説明させていただきます。

～資料 13 に沿って説明～

それでは次の資料 3「里親委託の推進に向けた取組」についてご説明いたします。

～資料 3 に沿って説明～

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

第 8 章について資料の方でいきますと、資料 13 と資料 3 を中心に説明ありましたが、これについて何かご質問等いかがでしょうか？

○梅原委員

第 8 章の「里親等への委託の推進に向けた取組」のところで、養子縁組の里親さんが最近、登録研修を受けてこられることが多いです。私もちょっと講師させていただいておりますけども、かなり多いなというふうな気がいたします。それで、養育里親としての委託に直結しないっていうふうに書かれていますけれども、今回ですね、夏に里親会が里親さんの夏の研修レクリエーションしたときに、養子縁組望んでおられます里親さん方が、養育もしたいんだという思いをかなり強く持っておられる方が結構おられます。

私、そのことはちょっとわからないですけども、大体、養子縁組成立から 4 年とか 5 年とか、ちょっと間をあけないといかんというようなことがありましたけども、養育したい養子縁組さんに、それができるようなですね、短期といいますか、5 年あけないといかんというところ、2 年ぐらいとか、何かそういうようなことを検討しながら、養子縁組さんのモチベーションを下げないようなことも一つには、必要あるんじゃないかなというふうに思っております。それと、計画期間における整備のところなんですけども、SNS の活用というのは、これはもう今の時代にぜひやらなければならないかなと思いますけども、そのターゲットを絞ったリクルートに着手ってありますけど、年齢的なものなのか、どういった方々をターゲットにするのかということはどうなのかちょっと聞かしてもらえたらいいかなというふうに思います。

○部会長（前橋委員）

いかがでしょうか？

○事務局（岸本課長）

はい、1点目の養育里親をしたいと希望されている、養子縁組里親さんの件につきましては、私どももぜひそのように活動していただければと思っております。

一方で、養子縁組が成立した、先に行ってるお子さんとの愛着形成であったり、いろんな課題もありますので、そのお子さんの状況、年齢とか見ながらですね、少しずつやっていくのがいいのではないかと思っておりますので、個別にお話を伺うことになっていくと思います。もちろん、そのような形でやっていただくことが、我々としては非常にありがたいと考えておりますので、今いただきましたように、モチベーションを下げないように定期的にお話伺うとか、何かそういったことはぜひ取り入れていきたいと思っております。

2点目のターゲットを絞ったのかという部分ですけれども、例えば福岡市ですと、乳児の里親委託を推進するために、赤ちゃんのかわいい写真を載せたポスターを作って、乳児の委託をお願いしたいということで、そういうことが可能そうなエリアの地域をある程度絞ってですね、ポスティングされたという話を伺っております。先日のこども家庭庁ヒアリングでお伺いしたのは、例えば、こどもが高校生ぐらいになると親も手が離れると、だからそういった高校生の親をターゲットに、例えば、ブラスバンドの演奏会に親が来るから、そこでチラシを配ってる県もあるんだというようなお話がありました。だからターゲットの絞り方はいろいろ考えられますので、大阪市の場合、どこにターゲットを絞ったらいいのかっていうことは、フォスタリング機関と相談しながらですね、ポスターとかチラシの作り込みも含めて今検討しているところです。ご参考までに、里親支援専門相談員さんは、ママさんバレーのところでチラシを配って、こどもを育てておられる方をターゲットに啓発広報はずっとされております。ちょっと具体的にはどこということではないんですけど、他府県の事例でいいますと、そういった絞り方をしておりますので、やはりポスターのアピールとか、チラシのアピールとか非常に大事じゃないかなと考えています。

○梅原委員

ぜひ養子縁組さんにつきましては、早く個別に聞いてあげて状況を把握しながらスピード感持ってやっていただけたらありがたいなと思っております。

○部会長（前橋委員）

他いかがでしょうか？

○福田委員

はい、ありがとうございます。説明していただくと、令和4年度の登録里親の稼働率74%ということで相当努力されていることがよくわかったんですけども、それは、令和5年度から6年度に向けてですね、委託率下がってるところがあるよという説明があったと

思うんですけども、それは従前からこの手の対応をしてても下がってきてるのか。今後ですね、この取り組みを進めれば上がってくる見込みがあるのか、どのように認識されているのか教えてもらえればと思います。

○事務局（岸本課長）

はい、令和5年度末で委託率が下がった要因はいくつかあると思うんです。一つには、里親に委託されているこどもの数がわずかですけれども減りました。それは、例えば、自立したお子さんがたまたま多かったとか、偶然的な事情もあるかと思います。一番大きかったのは、母数、施設入所児童の数が減らなかったということなんです。例年ですと、かなり減りますので、ある意味、施設に入っているこどもさんの数が減ることで、1%ずつですけれど、里親委託児童数はそれほど変わってませんので、上がってきた側面があったんですけれども、5年度末に関して言いますと、あまり減らなかった。それがやっぱり委託率が下がった要因なんですけど、じゃあ、なぜ減らなかったのかということなんですけど、きちりとした統計は、すいません取れていないんですけれども、援助方針会議の表を見ますと、高校卒業後も期間延長される方が6年度にかけて非常に多かった。やはり自立支援ということを、非常に強調されるようになってきましたので、こどもさん本人の不安もありますし、施設の職員さんと施設側としても、我々としても、やっぱりしっかりと経験積んでから一人暮らしした方がいいんじゃないかっていうことであるとか、大学進学してもすぐに下宿じゃなくて、もうちょっと大学生活に慣れてから自立した方がいいんじゃないかなということで、期間延長が例年よりも非常に多かったというのがございます。ただ、この状況が来年度も同じ程度続くのであれば、この4年度の稼働率、これを維持することを目標にですねやっていけば、1年後、2年後はわずかずつかもしれませんけれども、上げていくことは可能かなと思うんです。もう一つ申し上げたいのは、これはこども家庭庁にも再々申し上げてるんですが、私ども特別養子縁組の成立には、だいぶ力を入れております。同意の取れていないお子さんであっても、保護者が行方不明になったりとか、面会が途絶えましたら集中的に調査をして特別養子縁組、先ほども申し上げましたが、適格確認の申し立てを全て児相長が行っておりますので、そういうことは特に従前以上に力を入れてやっておりますので、このように直打診であったりということで昨年度も成立しております。過去に比べますと、成立件数が安定しているといいたいでしょうか、10年ぐらい前ですと多いときは24件だけど、少ないときは一桁とかばらつきがあったんですが、この新しい計画以降、やっぱり特養の成立はかなり意識してやっておりますので、コンスタントに二桁、ここ3、4年で見ますと増えております。そういった取り組みは、委託率には反映いたしませんので、ただパーマネンシー保障としては、最大のパーマネンシー保障かなと思っておりますので、そのあたりも評価していただければと思います。

○福田委員

はい、ありがとうございました。なぜ下がったのかの分析を詳細にさせていただくと、その意味合い、その数字の持つ意味合いもよくわかるなと思いました。特に、施設に措置延長でいる子どもさんたちが増えてきているっていうこと自体は、むしろポジティブに捉えた方がいい数字なんだろうなと思います、ある意味数字にとらわれずというところもありますし、ただ、国は数字のことを言ってくるので、そこですれ見ながらというところになると思います。今お話にありましたように、令和4年度の現状分析によるこの稼働率ですね、多分相当高い稼働率になってると思うんですけども、これを維持していくというところがきっと一つ鍵になってくるんだろうなと思います。それから、特別養子縁組についてのお話もありましたけども、それは第7章では別の話になるんですかね。これも一緒ということでしょうか。

○事務局（岸本課長）

すみません。第7章に入ってくるんですけど、ちょっと養子縁組ということで、里親ということでお話させてもらっただけです。

○福田委員

わかりましたありがとうございます。また多分、第7章の特別養子縁組という話は別途あるのかなと思いつながらお伺いしました。

少しお伺いしたいのは、やっぱり0、1、2歳の委託率がすごく低いなというふうに思うんです。そこについて、今回の令和4年度のトレーニングの中でいくと、やっぱり全部1、2歳は難しいというふうな判断でしょうか。それともこの委託中のところ、年齢わからないんですけども、どういう形でこの0、1、2歳の委託を進めていくのかっていう、多分、大阪市の大きな課題なんだろうなと数字を見て思いましたけども、そのへんについてはいかがですか。

○事務局（岸本課長）

ご指摘の通り、0、1、2歳の委託が進まないと私どもにとっても非常に大きな問題です。いくつも要因があるんですけども、保護者が同意しないというのも理由の一つとしてはあります、ですけども、援助方針会議でやっぱり一番ネックになっているのが、週1回、2回の面会を希望される。我々としても、やはり基本は保護者の元に帰すことを第1目標にしますので、週に1回、2回会いに来て、育児の練習をしてくださいということは、まず援助方針として立てますので、そうなりますと、他の自治体はそんなに人手があるのかもわからないんですけど、里親家庭から、例えば、こども相談センターに委託児を運んでくる。親が来るかどうかわからないけど、みんな待つ。また里親家庭へ戻すっていう人手が、マンパワーがですね、十分確保できていないという現状があるんです。ですか



ら、今回、施設機能強化推進費で、里親支援センターにそういう親子関係再構築の業務を一定回数入れれば加配もできるというのがありますので、そこはフォスタリング機関、里親支援センターになるんですけれども、来年度は働きかけて、そういった面会等の機会を十分保障できるのであれば、1歳2歳ぐらいから委託を進めることは可能かなと思うんです。一方でですね、保育所の優先利用というのが、ちょっと我々も勘違いしていたところがあったんですが、あくまで里親が共働きの場合に優先利用なんです。ですから我々としては、やはり普通の親御さんでも0歳、1歳、2歳のお子さんをご自宅です、ずっと見るっていうのは、かなりご負担っていうのは、もう皆さんご理解されてることだと思うんですけど、我々としては、日中保育所に通って、週末であるとか、夜はしっかり里親さんのとこで過ごしてもらえたらっていうことを考えてたんですが、働いていない里親さんの場合はそれができない。そうすると、その養育負担をどう軽減していくのかっていうことについても、個別に丁寧に考えていかないといけないのかなっていうところがありました。早急に子ども1人1人についてですね、どういった形であれば、里親委託ができるのかっていうことを、フォスタリング機関と相談しながらですね、考えていきたいと思います。

共働き家庭のお家につきましては、先ほども申し上げましたように、委託前養育支援事業というのがありますので、普通は慣らしのために、1ヶ月の間に1週間とか2週間外泊してっていう使い方が多いと思うんですけども、それを例えば、お仕事が休みの毎週末、何ヶ月も使って、その間に保育所の入所申請をして、最悪、一斉入所では入れるようにみたいな形ででも出来ないのかと、それを1回考え考えましょうということを今議論しているところです。大きな課題だと認識しております

#### ○福田委員

ありがとうございました。なかなか難しいなというところがよくわかりましたし、保育所ですね、できればセットで子どもの委託を進めていきたいんですけども、なかなかそれが難しいんだということもよくわかりました。多分、今後稼働率を伸ばしつつ、委託率を安定的に上げていくときに、0、1、2歳の数字がどうなっていくのかっていうのがきっと、大きな課題になってくると思いますので、今ですね努力されているところ、もしくは他都市で、0、1、2歳を伸ばしているところも結構あると思いますので、そこらの取り組みもですね、参考にさせてもらいながら、もしくは保育所もですね、今後子どもが減ってくる中で、以前よりも待機児童という問題では無くなっていく中でですね、保育所をどう活用して、里親委託を進めていくのかっていうのもですね、セットで考えられるような社会的状況になれば、また変わってくるのかなと、なかなかそこは難しいということがですね、よくわかりました。どうもありがとうございました。

○西村委員

西村です。ちょっと今のところわかったような、わかりにくかったような、ちょっとわかりにくかったので、里親委託にしたいケースはあるんだけど、里親委託をすると面会交流を高頻度でやらないと行けない。そのマンパワーが足りないから、なかなか委託が進まないという、そういうお話だったんでしょうか。

○事務局（岸本課長）

いや援助方針、里親委託にするか、施設入所かは別にして、やっぱり0歳、1歳、2歳、別に年長でも一緒なんですけど、保護者にはやっぱり面会にできるだけ来てほしい。特に赤ちゃんの場合は、愛着形成の重要な時期ですから、週に1回、2回行って育児指導を受けてくださいという話をするんです、それを援助方針に盛り込むんですけど、それだけの面会回数を里親委託で保障しようとする、乳児院だったらお母さんに乳児院に行ってくださいで済むんですけど、里親さんの場合ですと、こども相談センターに連れてきてもらわないといけないんですね。そこのご負担が今やったらやっぱり、里親さんに委託されているこどもの面会回数は、月2回とか、3回ぐらいでやってるんですね。その場合は、里親さんが連れてきて、迎えに来てくれたりしていただけるんですけど。週に2回もってなると、あるいは毎週となると、かなりご負担になるんで、協力してくださる方もいらっしゃるかもしれないんですけど。それと、里親さんご自身の希望される年齢が、別に0、1、2歳は特に多いとかいうこともありませんので、逆に梅原会長おっしゃってた特別養子縁組、養子縁組里親さんの場合は、乳幼児の育児経験もおありなので、条件が合えばですね、逆にそちらの方が有望なのかなという気はしますけど、いずれにしてもやっぱり面会交流の機会を保障するためのマンパワーというのが必要になってきます。

○西村委員

その面会交流のためのマンパワーの話は民間機関でいけそうな感じなんですか。

○事務局（岸本課長）

里親支援センターになりますと施設になります。施設機能強化推進費の中に特別事業というのがありまして、その中に親子関係再構築支援加算というのがありまして、面会交流の支援であったり、保護者家庭への訪問とか、そういったことも入っております、一定以上の回数をやれば、非常勤分とか常勤1名分の措置費が出るようになっておりますので、そこを活用して人を雇っていただければ体制も整うのかなと考えています。

○西村委員

はい、わかりました。

○部会長（前橋委員）

すいません。面会交流は、里親宅ではやってはいけないという形になってるんですか。

○事務局（岸本課長）

やってはいけないということは書いてないんですけども、これまでの私どもの経験では、里親さんと実親が直接やり取りすることで、いろいろなトラブルが生じる可能性がありますし、実際に生じたことがあります。ですので、必ず連絡を取るにしても、一旦こども相談センターなり、フォスタリング機関を介してっていうことを徹底しております。

○部会長（前橋委員）

その部分は何らかの方法を講じて変更するとか、そういうふうなことは難しいんでしょうか。ていうのは、里親委託をしてもいろいろなトラブルとかですね、場合によっては虐待とかもあるんですけども、それでも十分配慮しながら委託を進めるということはやってるわけですよね。だからその委託を進めるのが困難になる要因の一つに、面会交流を進めにくいというのであれば、その面会交流を里親宅で進めるための方法を考えるというのは難しいのだからかと思っています。

○事務局（岸本課長）

実際に私どもが経験する事例では、実親さんと里親さんが直接やり取りする、実親さんの要求がいろいろ高まって里親さんがしんどくなったり、お互いのあいだで亀裂が生じたりしましてね、かなり相互に修復のつかないような、感情のしこりがあるって、それが元でいろいろな養育にも支障が出たりもというような事例があったんです。ちょっと具体的には今申し上げられないんですけど、それは我々の内部検証の結果として、基本的に実親と里親さんは直接的にはやり取りしない。必ずこども相談センターの職員が入る、あるいはフォスタリング機関が間に入るということ、それはもう、その事例以降徹底していますので工夫というレベルではございません。

○西村委員

西村です。僕も同じ意見なんですけど。個人宅やし、施設とはやっぱり全然違うから、そこで何かあったときは、せつかくやってくれた人を失うことになるので、そこで負荷かけるよりはそのマンパワーをお金で解決できへんみたいな感じのところの方が実際的なかと。民間機関で何とかやってくれないか、というのはあるんですけど、プラスアルファで何か連れて行ってくれる人、要員みたいなやつの手配を出来ないかなと思ったりしました。

○事務局（青木課長）

はい、それについては7章でまた説明させていただくんですが、こども相談センターの方にも親子関係再構築支援員を配置しておりますので、そこもフォスタリング機関、今度から施設になりますけど、そこと連携しながら、分担しながらということは考えられると思います。

○福田委員

失礼します。リクルートのことについても少しコメントしたいなと思ってたんですけども、今おっしゃってた話でいくと、0、1、2歳を希望する里親さんがあんまりいないというふうなお話があったと思うんですね。多分、大阪市の課題としては0、1、2歳を見てくれる里親さんがいると、必要だということだと思いますので、多分そこに一つターゲットを絞った形でのリクルートっていうのが必要なんだろうなと思うんですけども、お話を伺っていると、このリクルート戦略を考えるのが、多分フォスタリング機関の人とか、いわゆるこの社会的養護に関わっている人たちが見てるとということだと思っているんですけども、たまに僕も聞かれるときがあるんですけどもね、多分、リクルートの専門家ではないっていうところを、我々認識する必要があるなというふうに思ってます。人を呼ぶとか、物事を人に知らしめるとか、そういうことって別の専門性があると思うので、そういった、その道のプロみたいところは活用しながら、リクルートをしていかないと、ちょっと難しいんだろうなというふうな気がしていますので、先ほど見せていただいた稼働率を見ると、やっぱり里親になっていただくと、かなりの確率で稼働に結びつくということがわかっているので、やっぱりどう増やしていくかっていう、大きな課題だというのがわかるので、そこで是非ですね、0、1、2歳のリクルートそれやっていただきたいなというふうに思っています。それから、1個話戻って0、1、2歳をどうするんだっていうところなんですけども、結構その、委託推進の今後の取り組み方針の中には、やっぱり乳児院からの措置変更を里親にというところがあるんだと思うんですね。多分この、乳児院に入って、その後、児童養護じゃなくて里親にっていうこどもたちを、乳児院にいるときに、多分、里親委託に結びつけていく。そういったことが必要なんだろうなというふうに思ってます。先ほどお話にあった、面会交流が必要なこどもが一定居るっていうのがあって、すごい短期に面会交流を重ねた上で、実親家庭に帰っていくこどもが見込める場合はですね、どんどん進めていったらいいと思うんですけども、多分、この乳児院から措置変更を検討するこどもっていうのは、近々、実親家庭に戻ることが見込めないこどもたちっていうのが、相当数乳児院に入ってるんだろうな。そういうこどもについては、実は里親さんに見て欲しくて、里親希望者の方の話なんか聞いて、先ほどお話にあったように0、1、2歳は見れなくて、3歳、4歳ぐらいからだったら見れるかもしれないっていう希望者の方、結構いらっしゃると思うんですね。経験上、3歳、4歳から見る方がよほど難しく、やっぱり0、1、2歳から見てるからこそ、3歳、4歳のイヤイヤ期を乗り越えられ

るみたいなどころってあるんですけども、多分希望される方は、そこがちょっとギャップがあるんだろうなというふうに思いますので、一定、面会交流があるところをどう対応していくのかとあわせて、そんなに面会交流に来ないなというところについては、どんどん里親委託を進めていく。ただ、希望者がいないので、希望者についてはリクルートしていく。何かそういった先のことを考えていくと、ミスマッチが起きないのかなと、話を聞きながらそういうふうな感じもしました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。他の委員の先生方はいかがでしょう。土海さんと、二井さん、割って入るといのはなかなかね、ハードル高いかもわからないけれども、この辺でちょっと一言、いかがですか。感想でいいと思いますけれども。

○二井委員

二井です。全然難しいんですけど、里親さんとの関わりは、うちは全く無くて。そこら辺の知識も全く無いので、素人というか、そういう発言しかできないんですけど。私も意外だなと思ったのは、乳児さんだからこそ委託が多いというふうに思っていたところがあって、大きくなればなるほどそこからの関係作りって難しくなると思うので、乳児さん0、1、2歳の委託率は低いというのはちょっと驚きました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。低いというのと個別の問題も重なってかもわからないけれども、下がってるというのがね、ちょっと大きな問題なのは、共通の認識だなと思います。はい、いかがですか。

○土海委員

土海です。乳幼児問題、私もファミリーホームの補助者をやらせてもらってるんですけど、乳幼児の預かれる里親さんの年齢っていうのは、決まりが多分ある。あるというか、あまりその若い方で、里親をしてくださるっていう方がいてないのが多分現状で、乳幼児っていう0、1、2歳のあのパワーに負けてしまう。っていうのも要因の一つかなっていう、もう少し若い30代、40代の方の里親さんが増えれば、乳幼児問題を少し上がっていくのかなっていうふうに個人的に思いました。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。養子と養育で大きく変わるとかそういうことはあるんで

すか。年齢の問題では。

○事務局（岸本課長）

養子縁組里親の場合は特養を前提に考えてますので、やっぱり実の親子とあまり変わらない程度。上限で言いましたら45歳ぐらいまでの方が。

○部会長（前橋委員）

こどもの年齢についてでは。

○事務局（岸本課長）

今、法律的には高くなっていますが、実際は、4歳、5歳まで、やっぱり0、1、2、3歳ぐらいが多いですかね。

○部会長（前橋委員）

0、1、2歳も含めて3歳ぐらいまでの希望する方が結構おられるっていうことでしょうか。

○事務局（岸本課長）

希望というかマッチングとしてそうなる。あまり年齢の高い方に0歳というのは、やはり体力的なこともありますし、すすめてはいないです。「愛の手」とかに載せても、例えば4歳になっても決まらないとか、5歳になっても決まらない子がいる場合には、個別にですね、年齢の高い養子縁組里親さんに、「今、5歳の子がいるんですけどどうですか。」とかいうことを打診することはありますけど。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。また後のところで出てくるかもわかりませんが、この章についていかがでしょうか。

○岡本委員

はい、いいでしょうか。施設側の対応という形でちょっとお話させてもらうのですが。乳児院から里親に措置変更されるということで、結構まだ今の段階では乳児院から児童養護施設に入ってくる子が多くて、僕らからしたら、なかなか委託する方が難しいかなと思いつつ。それと、我々の場合は週末里親というのもさせていただいてるんですけど、この週末里親、里親の皆さんに申し訳ないけど、「親」っていうのはやっぱり普通の実際のこどもの親が「親」という言葉がやっぱり非常に嫌な方いらっしゃるって、週末里親ということは、こどもを取られるのかというふうには、「親」という言葉がね。「いや、違うんだよ。週末のボランティアなんですよ。」と、「外泊はなかなか親御さんができないの

で。」っていうご説明はさせてもらってるんですけど。やっぱり「親」っていう言葉を、結構、実の親御さんは抵抗あるかと思います。だから、養育里親もそうですけど、実際施設と一緒にねんけども、やっぱり取られるんじゃないかっていうイメージをお持ちの親御さんが、私、経験上何人かいらっしゃったりしてます。はい。そういうお話でなかなかでしたら、親御さんが承諾いただければ。もちろん再構築は親御さんに帰ってもらう、親御さんところへ帰るっていうのが再構築なんで、そこら辺ではなかなか0歳からの子が、委託率が低いかなと僕も思ってるところはあるんですけども。その、言葉もやっぱりあるかなど。「養育施設と同じなんですよ。」っていうことを僕らも説明させてもらっているけど、「親」っていう言葉が、抵抗がおられる方がやっぱりいらっしゃるといふ。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。名称の問題ですけども、他の自治体で名称を変えているところもありますしね。それも、確かにあるなとは思いますが。はいありがとうございます。

○福田委員

たくさんすいません。あまり議論にならなかったなと思うんですけど。ファミリーホームのことですけども、大阪市内でファミリーホームやるって結構大変だろうなって思ってるんですよ。やる気のある里親さん、もしくは、力をつけてきた里親さんが、一步踏み込んでファミリーホームやりたいなと思ったときの壁って、やっぱり「住まい」っていうんですかね。その「家」が、そこへの補助みたいなものって今あるんですか。

○事務局（岸本課長）

措置費で家賃については実費が出ますので、物件さえ見つければ皆さんファミリーホームされています。

○福田委員

それは、そんなに困難ではないという感じですか。

○事務局（岸本課長）

ただ、適した物件があるかどうか、お金の問題よりも物件探しが難しいかなと思います。

○福田委員

やっぱそうですよね。そもそも多分、ファミリーホームができるって、大豪邸とまでは言いませんけれども、多分いわゆる大阪市内の、いわゆる一戸建てみたいなイメージでは到底まかなえないものになるんだろうなと思うので、何か、その探すところも含めてサポ

ートできたら、「こんな物件あるんやけどファミリーホームどうですか。」みたいな話があると、やってみようかなっていう人も出てくるかなって気がしますが、ファミリーホームをやるっていうこと自体も、多分かなり大きなハードルだと思うんですけど。その先に物件探して、ある種事業になるので、その事業が回るのかみたいなことも考え出すと、ちょっとやめとこうかなというところもあるかなみたいな気はしてて。これは、何か一つ取り組んでみる価値があるのではなかろうか。というふうな気がしているので、「措置費が出るからお金はいいよ。」ということとあわせて、「なんならここでやりませんか。」みたいなところがあると、やってみようかなっていう人とか、もしくは今ちょっと手狭だなんていうファミリーホームの方が移られるとか、何かそういうことも考えていただけるとより広がっていくのではないかという感想を持っています。以上です。

#### ○岡本委員

今の件いいですか。すいません。我々の地域小規模も同じような感じですが。大阪市内は中々一戸建てで貸していただくっていうのは無い。やっぱり、基本的にやれるとしたら一戸建てなんですよ、なぜか言いますと、マンションでも4LD、3LDはあるんですが、やっぱり管理組合が反対されます。やっぱり施設とか、こどもさんが来るっていうと。ですから、小さなマンションで、管理組合の無いようなところがいいんですが、やっぱり大きなマンションになると全部管理組合が、そういう施設が入ってくるっていうのは、障害なんかもあるとかあると聞いてますけど、やっぱり探しにくいっていうので、一戸建のほうだと、逆に借家というのがなかなか難しく、大阪市内の場合は。地方に行けばね、古民家なんか今出してくれてありますけど。なかなか大阪市内で一戸建ての借家というのは。うち港区にあるんですけど2軒ぐらいしかなかったんですよ。ですから、大きなマンションはそういうことで、管理組合がもうNG出すところが多く、ちょっとなかなか。ですから、今おっしゃったように大阪市がその辺いろいろアピールしていただいてもいいですし、今一つ我々の方でも、団地、市営住宅が結構、今、空き家が出してもらってましたんで、いろいろ市営住宅を、我々小規模なんかも探してもらってるんで、そういうのも有りかなとは思っています。はい。

#### ○部会長（前橋委員）

そういうのもね、事業者の組合とか協会みたいなのもあると思うので、そういうふうなところに協力依頼をしてみるとか、打診してみるとか、そういうのが有りかもわかりませんね。時間の方も迫っておりますので、とりあえずこの里親委託の件については、これで一応終了ということにさせていただいて、次の課題に移りたいと思います。

それでは議題2について、施設の小規模化・地域分散化等々ですね、ここ説明をお願いします。



## 【議事2】

○事務局（久山課長）

はい、失礼いたします。こども家庭課長の久山です。資料5に沿ってご説明をさせていただきます。

～資料5に沿って説明～

説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございます。この2番目の議題、「施設機能の小規模・高機能化等」ということですが、この辺について各委員の先生方のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。あるいは資料の中身でちょっと確認をしておきたいというところがあれば、先に確認でもいいです。

○黒井委員

いいでしょうか？

○部会長（前橋委員）

はいどうぞ。

○黒井委員

質問とかではないんですけど、施設の小規模化・多機能化というところで、母子生活支援施設も児童福祉施設ということで、こちらの方にも記載していただいているんですけど、資料6の4ページのところで母子生活施設のことを記載していただいています。現状妊娠中から切れ目なく支援ができるようにということで、産前産後母子支援事業、妊産婦等生活支援事業にかわります施設に実施をしまして、これに関しては別で項目挙がってるんですけど、母子生活支援施設として多機能的な展開をするっていうところで、今、具体的には1施設で実施させていただいています。ただこのことに関して、後ショートステイ1ユニット1ヶ所を目標にするということで、こちらに記載があるのと、8ページ令和6年度末での目標達成見込みのところを書いていただいているのも、同じ内容で記載があるんですけど、ここで6年度末の時点で目標達成というふうにかかれていますが、実際に特定妊婦、それから妊娠中で困られて産前産後の支援事業を活用されている女性の方に関して、今実際にされている施設さんの方ともいろいろお話をさせていただいてるんですけど、やっぱりすごく認知度が上がってきているのと、関係

機関であったり、ご本人から SNS 等を通じてもいろいろ相談すごく増えてきていて、本当に断らないといけないケースっていうのがすごく今多くなってきているので、到底うちだけで今の状況ではなかなか充足しているとは思えないっていうところで、もう少し増えるといいなっていうお話は何っています。ですので、せつかく目標を計画立てていくということで、11 年度までの計画を立てるのであれば、ここに関しては、1ヶ所あるから達成ではなくて、できれば本当にニーズは増えていて、母子生活支援施設にも「0 歳児これから出産なんですけど利用できますか」という相談がすごく増えてきているので、そこへの支援っていうのはすごく必要とされている方多いなというふうに思っているの、できれば数は1つではなく、少し規模が増えていくといいなっていうのが4つの施設長さんとの話した中で出ております。

はい、一旦は以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。目標アップしてもいいんじゃないかという、そういうわけですね。非常に前向きな発言ということですけども、これは母子生活支援施設とそれから乳児院も一応対象になってると思うんですけど、乳児院等はこの事業はどうなんでしょうか。岡本先生なんかも何か聞いておられますでしょうか。

○岡本委員

特に分園と地域小規模、乳児院に関してはちょっとごめんなさい情報がまだ入ってないんですけど。ショートステイが今はもう、一時保護所とショートステイが大半にやっはるということを確認しています。

○部会長（前橋委員）

産前産後を乳児院でどうしようかという話は、特に今のところ情報としては上がってきてないですね。

○岡本委員

上がってきてないですね。

○部会長（前橋委員）

あつ、そうですか。はい、ありがとうございます。

○梅原委員

よろしいですか。梅原です。専門性の高い職員の配置が不可欠ということで、高機能化のことなんですけども。里親さん、里親家庭、あるいはファミリーホーム家庭に、近年、

非常に難しいこどもが委託されているということが現状あります。例えば、発達障害とかですね、いろんなことがありますし、愛着障害ということもあるんですけども、特に高齢児につきましては、非常に里親さんとのやり取りが難しいとかという。家庭はですね、24時間ずっと一緒におるということなので、やっぱり難しいこどもさんが多くなると、ちょっと疲弊してしまうということがありますので、やっぱりその辺のところは施設の方、施設側と里親側とやっぱりその辺の連携をですね、やっぱり児相が中に入ってですね、やっぱりその辺の調整をうまくしていただいてやっていかないとはですね、やっぱり里親さん増えてこない。里親さんもちょっとしんどくて辞めてしまうとか、あるいはファミリーホームも高齢化が進んでおるところは、ちょっと、これだけの難しいこどもたちは、ちょっと無理ですよ。ということで、ファミリーホームを辞退される、止められるというようなことも出てきて、それが委託率に反映されているということもあると思うので、ところが今ここに見ますと、その職員さんが増えていないみたいなこともここにはありますので、そうすると、そのこどもたちはどこへ行くんだ、どこ行ったらいいんですかみたいなところ。受け入れはどうするんですか。っていうようなところもあるので、そこはやっぱり児相はしっかりですね、把握していただいて、その、里親さん、ファミリーホームと施設等のパイプ役っていいですか、そこをうまくやらないと、もう本当こどもたち中心に、こどもの最善の利益をどう求めていくのかといところが、構築できていかないんじゃないかなという気がするので、ぜひその辺はお願いをしたいなということがあります。

それと、里親さんの中にはですね、かなり専門性の高いこどもを委託している里親さんがいます。いろいろ里親さんの中にも、看護師さんの資格を持っている里親さんについては、24時間点滴をしなければならないというこどもさんを委託しているという方もあります。その方は、私のところにも何もおっしゃいませんけども、かなりですね、やっぱり病院連れて行くにも、タクシーとかですね、そういうので非常に費用もかかっている。ここはもう少しですね、加算をしてあげなきゃいけないんじゃないかなという気がするんですね。その方は養育里親さんでやっておられるんですけども、その辺のことは一切費用のことをおっしゃいませんけども、我々が見てると、かなり負担がかかっているんじゃないかなという気がしますので、その辺の支援、加算というところも早急に考えていただくということが必要かなというふうに思います。

#### ○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。事務局の方でその辺は、例えば措置費の問題でそういうような部分については、突発的な中身について、措置費の特別枠というか申請を上げれば使える部分があるかもしれないというふうにも思うんですけども。あるいは、特に積極的な調整をこ相の方が役割として、もうちょっと積極的に果たしていただく必要があるんじゃないか。というようなことについてもですね、これは私も、ここの中の話では、里親やファミリーホーム、児童養護、あるいは乳児院なんですけれども、児童福祉施設という

のは、当然、母子生活支援施設もそうですけれども、児童自立支援施設、あるいは児童心理治療施設、こういうような施設が様々あって、そこを適切に活用運用していくことによって、非常に多様なこどものニーズに応えていこうということで、整備が行われていると思いますので、その辺のところについてもこ相の方でどのような形でお考えなのかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。

○事務局（青木課長）

措置費の加算の部分は。

○事務局（久山課長）

措置費を支払うのは本庁部門ですが、個別の事情がどういう事情にあるかっていうのは、本庁ではわからないので、やっぱりそこは情報を連携する必要があります。どういうものが適用できるのかっていうのは、まずその状況把握があってからだと思います。新しい措置費を作るとか、そういうのはちょっと大阪市だけではなかなかできないので、何が活用できるかっていう検討のためにはやはり現状の情報連携がまず必要だと思います。

○梅原委員

特別措置費でありますよね。どこにも該当しないと思うんですよね。そういう、いわゆる治療を必要とする子どもさんを預かっておられるとか、看護師さんという資格を持っておられるので預けておられると思うんですけれども。それに対しての、やっぱり支援加算というのは、何らかの方法でしてあげないと、大変なんじゃないかなっていうふうに、私は思っている。本人は何もおっしゃいませんので、余計なことかもしれないんですけども、周りから見てですね、やっぱりそこは何とかしていただきたいなという話なので、よろしくをお願いします。

○福田委員

いいでしょうか。関連性があるんですけども、何かネタ的に1個戻ったなと思いつつながら話聞いてましたけれども。1個前のところで本来私も言うべきだったんだろうなっていうところは、里親をどう増やしていくかっていう枠の中に、その、専門里親どうしていこうかなっていう議論も併せてやっていく必要があるんだろうなと思います。今の措置費の話でいくと、専門里親は、当然その分ですね上がってくるわけですけども、多分あんまりそこについては今回フォーカスされてないのかなと思いつつ。そうは言いながら、多分、専門里親が見るべき子どもを、現に見ている養育里親さんってかなりいらっしゃるんだろうと思うんですよね。そこはしっかり研修を受けていただいて、あの専門里親としてですね、認識を持ちながら、もしくは、委託する側もですね、それをわかった上で委託するようなことは、一つ検討課題として挙がるのかなと、そういうふうな梅原さんの話を聞きながら思ったところです。途中で入ってすいません。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。戻ってよろしいですか。

○事務局（青木課長）

はい。難しい子どもさんをどういうふうにな、判断していくかっていうことを、あの措置について判断していくかということにつきましては、やはり私達も、とても大変な家庭状況にあった子どもさんを措置するときに、例えば、小学生ぐらいの子どもに、家庭養育をこの子は経験してほしいというような、担当者の熱意から里親委託を選択するんだけど、やはり結果的にとても難しかったと、安心できる環境にいったとたんに、やはり反応が出て、残念ながら里親さんがバーンアウトしてしまうような状況っていうのはありましてね、そこら辺はとても難しいところです。一時保護中は、やはりあくまでも集団で、個々の対応になったときに、どういう愛着の反応を見せてくるのかっていうのがアセスメントしきれずに措置してしまうという残念な場面がありますので、その辺は私達も、うまくいかなかった不調のケースについて、なぜうまくいかなかったということを、ちゃんと全体で、個別の話にしないで、センター全体で共有して、残念ながら不調になったというようなケースが減っていくようにというのはしなければならぬと考えております。

○部会長（前橋委員）

はい。そういう中でも、やっぱり難しい子どもさんを委託した。それで特に、本当に大変な状況の中で費用がかかっている部分について、それを補助するようなことができないのか、あるいは措置費の中で項目に当てはまらない部分については、申請によって出してもいいですよということであれば、出せるような中身の措置費は無いのかどうか。そういうようなことについてはいかがですか。

○事務局（青木課長）

先ほどおっしゃったように、専門里親さんをどうしていくのかっていうことは、とてもやっぱり大きな話なのかなと思います。確かに、本当に専門里親さんが見るべき子どもさんを見ていただいているっていうのがありますので、そこら辺は今後、検討の余地があるのかなと思いますが、ちょっと、他の加算とかそういう部分については、ちょっと、ここで私が何かというような話でも。

○事務局（菅野課長代理）

すいません。措置費についてちょっと簡単に説明させていただきますと、通院等にかかる費用につきましては、この措置費、医療費の範ちゅうでお支払いさせていただくことは可能なんですけれども、医療的ケア児といいますか、手のかかる子どもさんを、在宅で診ていることに対する負担の増にかかる措置費の加算というのは、今のところございませ

ん。一般的にはそういう専門性の高いケアが必要となるお子さんについては、里親さんを選択するのがいいのか、それとも、そういったケアができる乳児院さんであるとか、そういう施設を選択するのかっていうのは、こ相の中の判断にもよってくるのかなというふうには考えているところです。なので、特別な何か申請をしたから、経済的な支援ができるという制度は今ちょっと無い状態です。

#### ○西村委員

西村です。ちょっと制度のはざまのところの論点になるので、既存制度で何となるのなら、多分やってると思うので、既存制度が無いんだったら作ればいいんじゃないかなというの素朴な発想で。大阪市は実施主体でもあるので、必要性がまずあって、ほんまにこれ役立つよねと、ケアケースとしては少ないかもしれないけど、という場合は何か規則とか何か作って、お金が出るような合理性のあるような話であれば作っちゃえというのが僕の意見です。

#### ○部会長（前橋委員）

例えば、通院によりタクシーで行かなあかん、タクシー代どうするんだ、それは、タクシー代は医療費で請求があれば出ますよということだから、それは請求したらいいわけ。ただ、それを請求したらいいということ、多分皆さんに徹底していない。情報がそこまで行き渡っていないということです。だからこれは、タクシーだけの問題ではなくて、他にもいろいろあるのではないのかな。だからそれは、当然措置の問題もそうですけれども、措置に関わる措置費の問題であったり、そういうふうなことも当然関連してくるのではないかと、その辺についてもぜひ、こ相の方でも調整を図っていただくと、里親さんとしては非常に心強いのではないかとこのように思ったわけです。

はい、以上でございます。

それともう一つの方ですね。全体的な調整について、ここの中のワークだけではなくて、やはり自立もあれば、心理治療もあれば、その他のいろいろな資源について全体的に調整を図って多様なこどものニーズに応じていく。そこの要の部分は、こ相の方が積極的に調整を図っていただくようお願いできると、もっと安心できるのではないかとこのように、その辺の論点についてはいかがでしょうか？

#### ○事務局（青木課長）

はい、ご心配いただいておりますが、そもそも私達は、そこをアセスメントするのはもとよりの業務だと思っておりますので、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思いません。

○部会長（前橋委員）

ぜひお願いしたいと思います。

○梅原委員

先ほど青木さんおっしゃったように、措置してからですね、いろんなことが、問題が起こってくるというのは、これはもうほとんどそうなんですよ。そこでやっぱり、かなりね、本当難しい部分が出てきて、そうあって里親さんが相談したときに、これは不調事例ではないと思うんですよ。いつも不調事例、不調事例っておっしゃるんですけど、不調ということではなくて、そういうことがあったのでそこで一度相談して、高機能化を果たしていくというところで、そこに合わせていくことじゃないかなと思うんですね。施設が高機能化を目指しているならば、そういうこともたちが、やっぱりその、高機能化、専門性の高い人たちが、見ていけるようにして、その子の最善の利益を求めていくということではないかなという、そこをちょっと考えてくださいという話なので、よろしく願います。

○部会長（前橋委員）

岡本さん。

○岡本委員

ごめんなさい、僕ちょっとお聞きしたいんですけど。夜間でタクシーを使った場合は、医療費は下りましたか。昔は、僕その前に議論したことがあって。

○事務局（菅野課長代理）

出なくもないと思うんですけど。結局、自家用車、例えば、里親さんとかで自家用車で通院されてる方に、当該費用を支払いしたケースとかもありますし。ただ、施設さんの場合とかですと、公用車もあるのになぜタクシーを使ったのかであるとか。

○岡本委員

なるほど、1人1人違うって言うならいいんですけど。昔、議論したことあってタクシー代は出ないと、公共機関の交通費が出ないっていうから、じゃあ免許持ってない人はどうするんやって話を議論したことがありましてね。もうその既存の制度で言われたね、ただいま梅原委員がね、そういうことをおっしゃられ、まだそういうことやってるのかなと思ひ。今出るんですね。里親さんは出るということで。

○梅原委員

そういうことじゃなくて。そういう細かいことの議論ではなくてね。そういうふうにし

ておられるところについて、やっぱり個別にいろいろ聞いてあげて、加算をしてあげられへんかな、ということを検討していただきたいと、そういう話なんです。

○岡本委員

ちょっと一部の部門だけ取り上げたから。

○梅原委員

それは個々でやんなあかん話なので、ここでの全体の話じゃないので。

○岡本委員

ちょっと以前議論したんで、まだ未だにそのことがあるのかなと思ったんで、確認でございました。

○部会長（前橋委員）

まだ、どうでしょうか。

○事務局（松村部長）

すいませんよろしいですか。加算のところでコメントをいただいておりますけども。措置費の加算をまず考えるということよりも、まず里親さんのところとかで、何に困ってはって、どういう支援がいるのかっていうところを、やっぱり確認するのが大事だと思っています。そういうことで、それをあわせて進んでいけば、里親さんも続けてもらえるでしょうし、また新しくなってもらえるでしょうし、そういうニーズをいかに把握していくのかというところをちょっと進めたいというふうに思っております。

○部会長（前橋委員）

はい、そういうことをぜひはお願いをできればと思います。

○福田委員

よろしいですか。この第9章の話で、この話させてもらいたいなと思っておりまして。多分今後の取り組み方針の中で、職員の資質向上というところが、書いてあるんですけども。課題の中では、やっぱり職員数の確保は困難な状況だということがあって、多分今後、施設が小規模化かつ地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換していく中で、どう職員を確保していくのかなっていうところへのプランがある時代になってきてるんだろうなっていうふうに思ってます。福祉分野でいうと、こどもの分野のみならず、こどもの目では保育所もそうですけども、高齢者福祉施設でも障害領域でも、とにかく人材がない。ていうことが、大きな課題になっているなと思っています。特に児童養護施設を考えたときに、やっぱり保育士さんの就職先として考えていただきたいところなんです。



そもそも今、保育士養成施設もどんどんなくなっていったらという中で、ただ保育士、保育サービスはまだまだ拡充傾向ですよね。そういう中で、児童養護にどうですね、この専門性の高い職員を確保していくのかっていうことをですね、位置づけていく必要があるのではないかなというふうな気がしています。

それを前提としながら、施設の中での職員さんって何をしていくのかなっていうと、この書いてあるのは、資質の向上というところで、割と職員さんの個人の資質に任されているところ、任せますよみたいなふうに読めちゃうような書きぶりになっているのかなと思ってまして、むしろこの小規模化、かつ地域分散化した施設での養育理論であるとか、養育方法論であるとか、そういったものの研究とか実践を、どう次に繋げていくのかみたいなことを、今後の取り組みとして入れていただくと、先ほど少しお話のあった、ケアニーズの高い子どもさんたちにどう対応していくんだというところですよね。子どものために思って就職された方々が、辞めずに続けていけるような環境を、どう整えるのかっていうところの書きぶりが、もう少しあってもいいのかなというのが一点です。

それからもう一つは、機能転換していく中で、地域において必要とされる支援を展開するっていうふうなコメントがあって。書きぶりがありまして。ここって具体的にどんなことを想定されているのかなというのがあれば教えていただきたいなと思います。

以上2点です。

#### ○事務局（久山課長）

ショートステイとかですね、それから子育て支援に関して何か開かれた対応ができるような高機能化ということになると思うのですが、入所施設としての整備の方がまずあっていうところになっていて、多機能化については現実的にはその後という形になっております。

あと、里親支援センターにつきましても、やはり施設を運営している法人が、現行のフオスタリング機関も受託しておられますので、そういったところを受託して広がっていくといいますか、里親支援センターそのものを施設でやるというわけじゃないですけど、施設での専門性を生かして、そういう役割を担っていくというようなところに思います。

#### ○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。はい、西村委員。お時間の都合でこの部分だけでなく、ほかの部分も。

#### ○西村委員

ありがとうございます。言い残したらいかんと思って。すいません、まだ説明してもらってない箇所ですけども。資料7で、資料をめくってもらったところに、直近の取り組

み結果、第7章に「代替養育されているこどものパーマネンシー保障の取組」のところ  
で、出自を知る権利を保障するため児童記録は永年保存。これはとてもいいなと思ってい  
るところなんですけど。結局、出自の話はどこかでこどもに説明せなあかんという話のとき  
に、そのこどもの情報が出せるんだけど、親のほうとかは同意取ってないから、個人情報  
の絡みがあって出されへんのちゃうかみたいな話のことがありうるんじゃないかと思っ  
て。お父ちゃんが誰で、お母ちゃんが誰でとか、何かもしも最初のタイミングのとき  
に、こどもにどういう説明をするのだっていう、これぐらい説明したいよね、みたいな情  
報がある程度まとまりができるんだったら、それをこんな説明すると、お父ちゃんにもお  
母ちゃんにも事前に説明しておいて同意取ってしまってたら、別に親を気にせず、こうい  
う話ですよと、こどもに伝えてあげることができるので、ちょっと意識してもらってポ  
ツポツと、もう全件やりなさいと言うたらアレやから、今のうちから何かそんなケースが  
あるようなときには、ポツポツ作ってってもらえたら、後々同意とってなかったわこ  
れ、みたいな話になるリスクが少なくなるかなと思っています。別の市に頑張ってるやっ  
てねって言っている話なので、ちょっと検討しておいてください。

もう一方が第6章、ここ「一時保護改革に向けた取組」で、現行計画における目標で、  
1が「量の確保」と、2が「質の向上」、「量の確保」は書いてあるんですけど、「質の向  
上」は2段階にわかれていて、意見表明権的などの話と、研修とかの話と、项目的  
にはその2がそういう分け方になってるかなと思って見ていったんですけど。それで資料10  
の4ページのところが、年度ごとの整備目標が出てきていると思うんですけど、その整備  
目標の表の①と②は多分量の話で、③と④がおそらく質の話のうちの研修とかそういう話  
かなと。意見表明の絡みのお話の項目が、どう書くのかという問題もあるんですけど、そ  
れが無いんです。多分、最近の流れの中で、大事なやつの大きな柱の一つが多分意見表明  
権の話で、アドボケイト入れたりとか、いろんなことをやり出してる領域のところなの  
で、項目は作ってほしいなというふうになんかちょっと思っています。

こどもに関係することは、こどもの最善の利益を第一義的に考慮せなあかんでっていう  
話は浸透してるんですけど、それと兄弟のような感じでこどもの最善の利益を考えるため  
には、こどもの意見をちゃんと聞かないといけないので。意見を聞いてないところで最善  
の利益を考慮するとならへんやんというのが、多分これがセットになってるはずだから、  
その残りの意見表明権を多分これからの時代やっていかなあかんと思うので。ぜひともち  
よっとそれが意識的に見える形で表を整理していただけたらなというお願いです。

以上です。ここで早退します。すみません。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。お忙しいところ本当にありがとうございました。ちょっと最初の話で戻してということになりますが、はい。施設の小規模化・高機能化のところですね。

○二井委員

二井です。質問とかではないんですけど、私も今小規模施設で働かしてもらっていて。大舎で生活をして、私自身大舎で生活してきたので、小規模に対してのあんまりいいイメージは無かったですけど。実際、働いてメリットもデメリットもあるなっていうふうに思っています。実際、就職してからずっと小規模なんですけど、こどもとの個々の関わり、個別の関わりが持ちやすいのは、もちろん大舎より小規模ですし、そこは大事にしていきたいなっていうふうには思っているんですけど。やっぱり人材確保。自身の現場の声でしかないんですけど、今現場で正職が5人、こども6人に対して職員5人いますけど、それでもなかなか余裕かっていうとそうでもない。1人勤務があたりとかするんですけど、小規模はやっぱり職員の孤立化、孤独感みたいなのはやっぱり拭えないところではあるので、国が今年は小規模を3つは出せというから、3つ出す。その3つを出すために、こどもとか職員が、犠牲と言ったら言い方悪いですけど、なんかもっと職員も入ったけど辞めていく人もいます。実際、それで小規模を開いたけど、職員がもう居なくなって閉鎖してしまっている施設も知っているんで、やっぱり職員の数は大事になってくるのかなっていうのと。あとは、私は都心部で働いてるわけじゃないので、物件がもうなかなか見つからないみたいなこともなく、新しく小規模を増やすときに、その物件を言っただいて、そこを周りの方から言っただいて、今賃貸で住ましてもらっていたりだとか。

今、私が働いてるところは賃貸じゃないんですけど、平屋なんです。あともう2つは、賃貸で2階建て、3階建てのところがあって。やっぱりその死角、こどもたちは2階にいて、職員は違うところにいる、死角ができやすいと、やっぱり性被害性加害のその事例もあるので、そこら辺はちょっと気をつけていかないといけない。それにもやっぱり職員の数がいるっていうのはすごい思います。なので、その本来の仕事である、生活支援に重きを置きたいので、職員の数が少なくてもやっぱり駄目だなっていうのは感じます。

はい以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。あっちを強調すればこっちがどうしても負担かかってきたりとか、こっちの負担を何とかしようと思うと、また別のところにしわ寄せがいたり、そういうことのないようにというあるんでしょうね。どうですか。

○土海委員

大丈夫です。

○部会長（前橋委員）

はい、他いかがでしょうか？

ちょっと私の方からなんですが、資料の中のショートステイとか一時保護、特に児童養護の方は全部 0000 になってまして、今後の計画も 00 のままでいって、本体施設の整備に合わせて整備が進んでいく。これ数字が早く入るんですが最終的に、数字は入らない。

○事務局（久山課長）

ショートステイのところ、000 ってなっておりますのは受入をしていないということではなく、ショートステイの専用施設の整備ができていないという意味です。現時点で、実際には専用施設はないけれどショートステイを受け入れる枠としては児童養護施設 4 か所で 15 っていうのが実際の受入状況という形になってます。専用施設の整備というところはできていませんけれども、受入状況としてはそういうふうに読んでいただきたらと思います。

○部会長（前橋委員）

専用施設は、当面計画には入れない。

○事務局（久山課長）

児童養護施設にショートステイの専用施設を作るという計画は、現行計画では特に無かったのですが、今ニーズもあるので、受入状況としてここを書いているという形で、一方で一時保護専用施設を作っていくのは現行計画にもあります。ショートステイは参考として載せております。

○部会長（前橋委員）

前の審議会のおきも話題になったように、就学後のこどもについてのショートステイは一体どうなってるということで。制度上、そこが無いというのがこれは問題かなというようなことで、無でもいいのか、あるいは本体施設の整備に伴って付随的にショートステイの枠が確保できるという希望的観測ということになるのでしょうか。

○事務局（久山課長）

今年度からショートステイの事業を担当しています管理課の方で、専門職員の配置とか、専門教室の整備の補助の創設もしたところですけども、現実的にはショートステイの専用施設については本体施設の整備を進める中でやっぱり対応していくってこと

になるかなと考えております。先ほど施設の方のマンパワーも限られているところで同じようにいるってところで、そのバランスを見ながらじゃないとなかなか難しい現状になっております。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○梅原委員

はい、よろしいですか。小規模、地域分散化と高機能ですよ。

第9章のところですけど、今お話聞いたら、職員さんの不足ということで、小規模化をしたけども、やはり性被害が起こっているとかということが実際にあるということになれば、これはもう本当に大きな問題になっているということだと思っただけですね。小規模化したためにそういうことになってるって言う言い方はちょっと極論かも知れませんが、それは今話聞いてたら、非常に、里親とかファミリーホームのところでもそういうことが起こってるなんて、ことはもう大変なことなんで、ちょっと聞いててびっくりしたんですけども。それはやっぱり職員不足なんだというですね、そこに一つ結論というか、見えてきているってところがあるのならば、そこを何とかしないといけないなところをどうするのか、どうするんですかみたいな話では済まないんで、それはもう何とかしなきゃいけないんじゃないかなというふうに思う。どう考えておられますか。

○事務局（青木課長）

こども間の性問題行動、性加害、性被害の件については、二井委員がやはり今の勤務体制の中でこどもをしっかり見れないという危機感でおっしゃっていただいたことと認識していますが。大舎だからとか、地域小規模だから起こるといことは、こちらとしてはそういう認識はなくて。大舎でも残念ながら起こっています。それについては、今どこの施設も問題意識を持たれて、やはりそういう問題が起こらない、やっぱり間違っただけの学習をね、家庭ですべてしているこどもさんがいっぱいいますので、やはりそういう間違っただけの学習、対人関係に性を持ち込むという間違っただけの学習を直していくための、普段の大変な努力をどの施設の先生もしてきていただいていると認識しています。

性問題の件はそういう認識ですが、一方で、本当に二井委員がおっしゃるように、地域小規模を小さい人数で回すっていうのと、少ない人数の職員さんで回すというのはとても大変なことかと思えます。そこでそういう危惧で出されたお話かと認識しています。

○二井委員

すいません、私も言葉足らずだったかもしれないですけど、性被害、性加害が起こりうる可能性があるという話で。

○梅原委員

すいませんちょっと僕の理解が足りませんでした。

○二井委員

ただ、やっぱり性教育みたいな部分では、小規模に限らず大舎、本園の方でもそうですけど。やっぱり職員自身の専門知識に欠けている部分もやっぱりあるので、そこに関してはこどもがというよりかは、大人がどういう知識を持ってこどもに教えられるかっていうことが、やっぱり大事になってくるんじゃないかなというのは思います。それがその職員の何ていうんですか、向上というか、に繋がるんじゃないかなというのは思います。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。それではいかがですか。そろそろ議題2の方はもう終了ということで。

○梅原委員

その職員問題で。

○事務局（久山課長）

職員確保の問題ですね。離職防止といいますか、ずっと働き続けないと専門性は向上しないというふうに思いますので、その確保の難しさというのは施設からいつもご意見を頂戴しているところです。ユニット化で夜間勤務もあって、24時間こどもと接する中でいろいろな課題があるというふうには聞いておりますので、また対策を今も検討しております。検討してこの計画の中にどういう盛り込み方ができるのかなというのを考えていきたいというふうに思います。

○事務局（松村部長）

あともう少しコメントさせていただきますと、人材確保なり、前回の部会の方でも岡本委員の方から、保育所の保育士なんかをね、いろんなメニューがあって、離職防止とか採用の取り組みやってるけど、養護関係全く無いと。やっぱりそういうふうに何とかありませんかという声も前回申し上げていただいていますし、折を見てコメントいただいております。いろんな予算を確保する上では、やっぱり関係各所と、やっぱり予算取りをしていかないと、なかなか実現しないというのは実際のところです。今回計画を作りに行くので、何とかちょっと前に進められないかというのは、こども家庭課を中心にいろいろ調整しているところですので、今この場で来年からできますなんて言えませんが、何とか頑張っているところです。というところでご理解をいただきたいと思っております。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございます。積極的にぜひお取り組みをいただいているというに理解しましたので、期待したいと思います。

それでは議題2の方、一応これで終わりというふうにして、次のパーマネンシーのところですね、事務局の方の説明をお願いします。

### 【議事3】

○事務局（青木課長、久山課長）

パワーポイントの方の資料7章の資料をご覧ください。

～資料7に沿って説明～

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。先生方、ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞお願いします。

○福田委員

ありがとうございました。この特別養子縁組へ向かうプロセスなんですけれども、まず大阪市のこどもで、このいわゆる、こども相談センター（A）もしくは民間養子縁組あっせん機関（B）以外の、民間養子縁組あっせん機関経由で縁組を結ばれているこどもの件数とか、流れとかっていうのは把握されてますでしょうか。

○事務局（青木課長）

はい、大阪市の出産した妊婦がついていうことでしょうかね。そこにつきましては、例えば民間あっせん団体に相談してる、例えば、大阪市が認可してるとこでない支援団体に申し込んでおられる方がおられますが。それは情報が入る場合と入らない場合があります。入る場合というのは、そこに至るまでに、まだ妊婦さんに逡巡があって、養育されるのか、民間あっせん団体に出してしまわれるのかわからない状態で、養育が不安ですということで、それは主に区の方に、区の母子保健の方に入ってまいりまして、そういうふうに入ってきて上がったケースで、最終的に民間あっせん団体にこどもさんを出したけれども、それまでに何かいろいろ調査が必要だったケースについてはいちおう把握することに

なりますが、もう本当に、あっせん団体と妊婦さんとの話で、もう何も区役所母子保健等にも情報が入らなかったケースは、把握できない場合があります。逆に民間あっせん団体を通じて大阪市内で、大阪市内の例えばご夫妻のところに、民間あっせん団体を通じて引きとられた赤ちゃん、他府県で生まれた赤ちゃんについては、同居児童届出、養子縁組成立するまでは他人が養育しているということですので、同居児童届出ということが出されて、私達が児童相談所の責任で月1回訪問をして、養育状況の把握をするということはおこなっております。

#### ○福田委員

ありがとうございました。僕もそういうふうな感じなんだろうなと思っておりましてので理解できました。そういった中で、実際妊娠された方が、どういう形であっせん機関と結びついていくのかなってところについて、何か大阪市の方でそこを何か指針みたいなものってありますか。何か偶然か、どっちなんだろうなと思って。

#### ○事務局（青木課長）

指針といいますか、もし私達が把握すれば、それはやはりその指針というのはいませんが、私達もし、区役所母子保健の方から相談があれば、やはり民間あっせん団体を紹介するのではなく、やはりそこに行かない場合もありますので、やはりちゃんと母子保健として調査を行って、養子に繋がりたいならば私達の方に相談してくださいというふうにお伝えすることがあります。それは、民間あっせん団体と私達がどうかという比較ではなくて、やはり子どもさんの安全ということが一番大事で。出産した赤ちゃんが、確実に福祉が守られるということを踏まえるならば、やはり母子保健や行政の責任で赤ちゃんがどうなったのか、悩みを持たれている妊産婦さんが最終どういう決断をされたのかということ、私達は追っていきたいと思ってますので、指針というよりは、個別のケースの福祉の観点で母子保健と連携しています。

#### ○福田委員

ありがとうございました。多分、しばしば出てくるケースではないんだろうなと思ってまして、なんかその児童相談所としての思いっていうか、考えというものが各区の担当の方にうまく伝わっていると一番いいんだろうなというふうに思ってまして。多分、そういう状況でないままにいろいろ多分検索すると、いっぱいあっせん機関出てくるんだと思うんですね、そこにストレートに結び付かれるとこっちに流れてこないみたいなどころがあって。別にそれは悪いて何か違法なわけではないんですけども。今おっしゃったみたいに、やはり身近なところで、もしくは児童相談所がしっかりマネジメントする中で、養子縁組に進めていかれるような流れの方が、子どもにとっては一番安全なんだろうなと思っておりましてので、そういうお話を聞かせていただきました。



○事務局（青木課長）

ありがとうございます。それにつきましては、確かにもう何も迷いもなくあっせん団体と決意を固めておられる方につきましてはね、そこには入っていきにくいところがあるんですが。何かその迷っておられる方とかね、そういう方に育てていきたいという思いがあるならば、やはりその情報提供をしていくというのがありますので。もう、どちらが優先ということではなくて、個別にこどもの福祉を考えてまいりたいと思ってます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。あれですね、あの自動的に情報が入ってくるというシステムにはなっていないということなんですよ。

○事務局（青木課長）

入ってくるものはわかるんですが、入ってこなかったものがわからないので。とても決意が強くて、もう産んだら赤ちゃんが退院するときに、民間あっせんで養親さんがこられるというケースについては、病院からご連絡が行政に入らない限り、何もやっぱりわからないという実態があります。

○部会長（前橋委員）

いかがでしょうか。この辺については特に説明にもありましたように、数字をどうのこうのという中身ではないんですけども、項目としては特別養子というパーマネンシーに関するところであがっています。よろしいでしょうか。それでは、パーマネンシーは終了ということで、次の「一時保護改革に向けた取組」という点についての説明をお願いします。

#### 【議事4】

○事務局（貞木課長）

一時保護所担当課長の貞木です。説明させていただきます。手元の資料をご覧ください。

～資料9に沿って説明～

以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございます。先生方いかがでしょうか？はい。

○福田委員

失礼します。今後、開放型の一時保護所を本格運用1ヶ所されるというふうに聞いて確認しましたけども。今、現状一時保護されているこどものうち、枠組みが整えば学校に通っても構わないこどもの割合ってどれぐらいなんでしょうかね。何か、本来こどものニーズに合わせて提供していく必要があるんだろうなと思ってるんですけども、4ヶ所のうち1ヶ所だけは変えますよっていうことで。つまり通える子をそこに集めるような運用になっていくのか。入ったところによっては通えない、要するにこどもの問題ではなくて、枠組みの問題で通えないというふうな形になるのか、どっちなのかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○事務局（貞木課長）

現行では通学支援がちょっと行えていない状態で。どうしても必要なケースについては、担当の児童福祉司等が個別に送迎をしているというような体制をとっています。解放型の一時保護所の運用については、現在センターの中のワーキンググループで議論しております。まずは高校生年齢で、自力通学は可能なこどもの受け入れを開始するということですので。今ご提案いただいた通学支援については、最終的に新中央の解放型だけではなく、各センターの一時保護所で必要な子どもについては、やっぱり対応していくべきだということで議論をしております。ただ、逆に言うと、小中学生年齢の児童の通学支援を安全に行うためには、どうすればよいのかということが結構難しい課題になってくるなということと、一時保護所については、職員体制をまず整えていかないといけないことが急務になっておりまして、今すぐにとということでは難しいんですけども、将来的にはおっしゃっていただいたところは視野に入れていくということは認識しております。

○福田委員

ありがとうございました。多分ガイドラインなどでも、そういうことをいろいろ書いてあると思うんですけど、その一つのポイントって、委託一時保護を考えましょねみたいなところがあると思うんですよね。なので、一時保護所に入れたこどもをどう通わせようかが大変やなっていうことよりも、通わせられる枠組みのある子については、一時保護所で保護しないっていう方が、こどもにとっては生活が整うんだろうなっていうふうな印象を持っています。ちょっと、ここは整備も数の問題のところなんで、ちょっと的外れかもしれませんがそんな印象を持っています以上です。

○事務局（貞木課長）

ありがとうございます。ちょっと説明が漏れておりましたけども、おっしゃる通りで。まず里親委託等で確実に通学に入る選択肢を考えて、それがちょっと難しいようであれば、一時保護所でその機能を補完していくというような想定です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

特に中央の開放型というのは非常に新しい取り組みということで。その運用について現在ワーキンググループで取り組んでおられるということですがけれども、数の問題として最終的に180人とこれはすごい数ですよ。

○事務局（貞木課長）

ただ、現行110名の定員なんですけども、入所率が大体120%前後で推移しております。おそらくあつという間にいっぱいにならないかなと懸念をしています。

○部会長（前橋委員）

できるだけ早く、例えば、里親の活用であったりとか、あるいは整備状況によりますけれども、その地域における施設の活用であったりとか、そういうふうなことも含めて通学とか、そういうふうな基本的な権利をどう守っていくかということになってくるかなというように思いますね。その辺については、またぜひできれば書き込んでいけばいいんですけども、引き続き検討を進めていただければと思います。

○事務局（貞木課長）

ありがとうございます。

○岡本委員

いいですか。今まで施設と相談所が、この一時保護に関してのきちっとしたお話し合いをしてないところがございまして。それから、お金の問題も結構厳しくて。そういういろんな議論が過去にありましたんで。ただ、ここ3年間それをしてないのでやはり、今後に向けてはね、やはりしていかなあかんのかなっていう意識も持ってますんで。またこれは時間とっていただいてお話ができるならしていかなきゃいけないかなと思います。通学はやっぱり施設にとっての一時保護というのが大事だと思ってるんで。ただ今までそういう議論を、施設側と相談所がしてないところもあるんで。今後またその辺のところではしていく話かなと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○事務局（貞木課長）

はい、ご提案ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

ぜひ、その辺を進めていただければ。他委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、非常に駆け足で申し訳ないんですけども、4つ目の一時保護につ

いてはこの程度ということ。

続きまして、次の5番目の「第11章児童相談所の強化に向けた」ところですが、説明をお願いします。

**【議事5】**

○事務局（森川課長）

中央こども相談センター運営担当課長の森川です。

私の方からは第11章の「児童相談所の強化等に向けた取組について」ご説明させていただきます。資料11をご覧ください。

～資料11に沿って説明～

第11章の説明は以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございます。

特に人材の確保について、11年度末で国が示すのと大体同じぐらいになるんですか。

○事務局（森川課長）

そうですね。特に児童福祉司と児童心理司についてなんですけれども、児童福祉司につきましては、直近の虐待相談件数等に基づく国の配置基準でいきますと、190人必要になるんですけども、現在183人配置されておりまして、4ヶ所目が整う令和8年度には、配置標準を満たす見込みとなっております。ただ、児童心理司につきましては、まだ足りない数が少しございますので、これにつきましては、大体令和10年度ぐらいを目途に満たせるような計画となっております。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

そうですね後の資料の中の3ページのところを見ると、資料12の3ページのところで大体充足できるというかたちになっているんですね。先生方いかがでしょう。

○梅原委員

よろしいですか梅原です。ちょっと全体のことにならないので申し訳ないかもしれないんですけど。里親の皆さん方からの声なんですけれども。里親担当さんの担当が変わる年数が非常に早いということで、例えば関係性を築けてきたなと思ったらまた次新しい職員さんになるとか、ということが非常に最近多くなりました。これはもう事情はよくわかっておまして。やっぱり異動というのは、当然、つきものなのでそれはしょうがないのかなと思うんですけども、里親さんの声として、やっぱり長く担当していただけるとありがたい、という声があるということだけちょっとお伝えさせていただいてと思います。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

ちなみに福祉司さんの平均の勤続年数って今年ぐらいになっていますか。無かったら無いでもいいですけども。

○事務局（森川課長）

手元に資料がないんですが、スーパーバイザーさんとそれ以外の係員、係長とで変わってくると思うんですけども、スーパーバイザー以外の児童福祉司さんについては、多分2年か3年、それぐらいの範囲内だったと思います。平均年数的には、確かな数字ではないので申し訳ないです。

○部会長（前橋委員）

SVさんとか、それ以外の方で大体勤続2、3年ぐらいでということになると、やっぱりその前後ぐらいの年数で担当として変わっていく。なのでやっぱり里親さんの思いとすると、確かにそういう、もうちょっとっていうのはどうしてもある。

○梅原委員

ちょっと関係性がしっかりできてきた頃が変わってしまうんだよね。また、担当者さんの前でこんなこと言ったら申し訳ないですけど。力量があって、ちょっと私のところにいるんなことが聞こえてくるっていうのがありますので、ちょっとこういう場で申し訳ないんですけど、ぜひ考えていただけたらなと思います。

○福田委員

はい、すいません失礼いたします。整備状況よくわかりました。4ヶ所体制になっていくんだなということなんですけども。そのときに、今、梅原委員の話でいうと、ブロック割をどこまで強くやっていくのかなっていうのが気になっているところで。里親からすると、どこのこどもが来てもいいんですよ。なので、あなたは南部のところですよねっていう

形で、ある種、南部でプールされるみたいな形になってしまうと、委託を進めるのはきつと難しいんだらうなっていうふうに思うてまして。感覚的には、もうどこに住んでいようと、どこのこどもでも必要があれば預かりたいなっていうのがこどもさんなんだらうと思うんで。何かその、4つになることによって、具体の措置するプロセスで、いわゆる縦割りじゃないですけど、4ヶ所割じゃないですけど、なんて言うか、そういうことにならないような運用をしていただけるといいんだらうなと思ってますけど。その辺で何かどんな感じなんですか。

○事務局（青木課長）

その辺につきましては、委託を進めないといけないのにしていないというよりは、里親さんもやはりマッチングで、受け入れていただきたい年齢層とか、この子委託したいなというときに、むしろ、うまく進まないというよりは、こどもさんを受け入れていただきたいという調整がありますので、それは逆にどちらを優先させるってことはないんですが、やはり里親を支援しているセンターのこどもが行く方が、スムーズに支援を行えるという部分もあります。ただだからといって、それで広域の委託が制限されるものではなく、やはり同じセンターだとうまくいくなという感覚はあるんですが、もちろんスムーズな委託が行われるような調整は行っております。

○岡本委員

いいですか。今3ヶ所ありますが、今度4ヶ所目になるということで、基本的にイニシアティブは中央がとってるじゃないですか。中央が、例えば、いろんな中で連絡していただきって中央の方に連絡するんです。これが4つになって、形としてはもう分散化されると、これは、それぞれの担当の相談所に我々連絡していくという形になるんですか。

○事務局（青木課長）

はい、今も個別のケースについては、それぞれのセンターに現場の先生から連絡をいただいておりますが、施設連盟等の業務とかは、当然中央が取りまとめてやっていきますので。それはもう今と一緒に変わらないんです。

○岡本委員

はい、ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

そうですね、施設の立地によって、どこのこ相かとか、そういうのは、それはないんですね。里親さんも、基本的にはそういうのは。

○事務局（青木課長）

里親さんは、管轄のセンターとフォスタリング機関が里親さんの担当をするんですが、里担と子担って呼んでるんですけど。里親さんの担当はその当該センターで、措置するこどもの管轄センターこども担当ということで、その子担と里担とフォスタリング機関とで連携して対応にあたっているという状態です。先ほど申し上げた、子担と里担が一緒のセンターの方が連携は当然スムーズに行くんですが、違った場合でもスムーズに行くようにというのは当然努力するわけなんですけど、そういう実態でございます。

○部会長（前橋委員）

里担会議とか子担会議とか、子担会議はわからないけど。そういうふうな形もとるか、あるいは中央で調整するか、何かそういうのはやっておられるということですね。はいありがとうございます。

○岡本委員

すいません。ですから措置とか、それから我々もそうですし、里親さんもそうですけど、今まで通り中央が窓口になっていただいてという形なんですね。

○事務局（青木課長）

施設は当然そうです。里親さんはそれぞれのセンターが里親さんの担当になります。

○岡本委員

わかりました。

○事務局（青木課長）

ただ、中央機能はありますので里親業務についても、はい。

○岡本委員

はい、ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。児童相談所の整備についていかがでしょうか。各先生方。では、特に児童相談所の整備に限らずですね、今日は5つの項目がありまして、最初の2つで相当時間をとって、あとのところを少し走ったというところもありますので、児童相談所に限らず、これ言い忘れてたとかいうところ、あるいは全体通して意見なり要望なりというようなことがあればいかがでしょうか。触れていただいたらいいと思いますけれども。よろしいですか。ではまた次回までにお気づきの点があれば、ご連絡をいただくと

いうところで、大塚さんのところに連絡するということで。

○事務局（大塚課長代理）

最後に報告事項をよろしいでしょうか。

○部会長（前橋委員）

はい、事務局の方をお願いします。

○事務局（大塚課長代理）

すいません。報告資料の1をご覧くださいませでしょうか。こちらは、第1回の部会でご議論いただきました「代替要員を必要とするこどもの数の見込み」について、計画案の様式に落とし込んだものです。第5章のところになります。積算の考え方等は、前回ご説明させていただいた内容から変更等はございません。

次に、報告資料2から4でございますが、こちらについては、第1回の部会でいただきました意見等を反映しまして、7月11日に施設や里親さんを通じてアンケートをこどもへ配布いたしました。現在集計中ですが、553人の方を対象に配布しまして、8月7日時点、昨日時点で302名から回答をいただいております。退所後児童につきましては、アフターケア事業部に依頼しております。明日8月9日を期限として、Webと紙を併用してアンケートを実施しております。こちらについては次回第3回の部会で、こどもの権利擁護、自立支援の項目に反映していきたいと考えております。

報告については以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。報告は、今集まりつつあるということで、かなりの数ですね。全体とすると500数十実施できたという。本当にありがとうございます。結果については次回ということです。

よろしいでしょうか。それでは、今回の社会的養育の専門部会についてはこれで終了したいと思います。事務局よろしいですか。はい、どうもありがとうございました。

○事務局（大塚課長代理）

前橋部会長、どうもありがとうございました。

本日は委員の皆様にはお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございます。本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、次回以降の議題で検討修正内容等をお示しさせていただきます。それではこれもちまして、令和6年度第2回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。皆様、誠にありがとうございました。